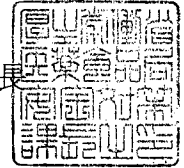




薬食安発1224第1号  
平成21年12月24日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長



### 一般用医薬品の区分リストの変更について

「薬事法第36条の3第1項第1号及び第2号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成19年厚生労働省告示第69号）の一部を改正する件」（平成21年厚生労働省告示第501号）が平成21年12月24日に告示され、同日に適用されたことに伴い、「一般用医薬品の区分リストについて」（平成19年3月30日付け薬食安発第0330007号安全対策課長通知）の別紙1（第一類医薬品）及び別紙2（第二類医薬品）について、下記のとおり変更いたしました。

また、今回の改正を反映させた区分リストを作成いたしましたので、併せて貴管下関係業者、団体等に対する周知方よろしくお願いいたします。

### 記

・別紙1について、ケトチフェンのうち、点鼻剤を除き、別紙2について、ケトチフェン（点鼻剤に限る。）を加える。

### （参考）改正履歴

平成20年10月8日付け薬食安発第1008001号

平成21年7月13日付け薬食安発0713第1号